

～【報告】「不動産公正取引協議会」との取組について～

ポータルサイト広告適正化部会（以下部会）は、部会構成会社5社と首都圏不動産公正取引協議会が連携して、インターネット広告の適正化を推進する取り組みを実施しています。

規約違反事業者へのポータルサイト広告掲載停止

不動産公正取引協議会（※以下公取協）より、表示規約に違反し、「厳重警告・違約金課徴」の措置を受けた不動産事業者に対し、主要なポータルサイトへの広告掲載を、原則、1か月以上停止する施策を行っています。
※首都圏、近畿、九州及び東海の公取協が管轄するエリア

インターネット賃貸広告の一斉調査

首都圏不動産公正取引協議会からの調査委託により、おとり広告の排除を目的とした「インターネット賃貸広告の一斉調査」を実施しています。第5回の調査結果は以下の通りです。

1.調査期間

2019年5月～6月

2.調査対象事業者

首都圏不動産公正取引協議会が過去に措置を講じた事業者のうち25社（34店舗）

3.調査対象物件

賃貸住宅522物件

4.調査結果

(1) 違反事業者数

事業者別にみた場合、調査対象事業者数**25社のうち2社（8%）**の広告に「おとり広告」が認められた。また、店舗別にみた場合、調査対象店舗数**34店舗のうち2店舗（5.9%）**の広告に「おとり広告」が認められた。

(2) 違反物件数

調査対象物件**522物件のうち、3件（0.6%）**が「おとり広告」と認められた。

違反が認められた2社に対しては、首都圏不動産公正取引協議会より、その内容に応じて一定の措置が講じられます。

▲首都圏不動産公正取引協議会発行

平成31年8月1日付「インターネット賃貸広告の一斉調査報告（第5回）」より抜粋

本件は **ポータルサイト広告適正化部会（※）** が統一テーマにて発信しております。

＜同部会参加会社＞ アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社マイナビ、株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/